

全国一般 闘争情報

183
2009.11.20

東京都千代田区
六番町1
TEL 03-3263-0441
FAX 03-3263-0936

最高裁へ署名提出。普恵園・石川さん解雇事件

上告受理申立を認め、公正判決を

全国から779団体、個人署名16万5682筆の署名をいただきました！！

11月19日(木)自治労・全国一般評議会は、最高裁に「普恵園・石川さん解雇事件の上告受理」を求める署名を提出した。当日は、自治労本部から森総合公共民間局長、全国一般評議会・三木副議長、木股書記、自治労栃木県本部・上野副委員長、全国一般栃木地方労組・奈柄副委員長と、石川浩子さん6名で要請。

冒頭、森総合公共民間局長から一審、二審の経過とともに、「779の団体署名と、16万5682筆の個人署名には、各団体と全国の仲間の気持ちが進められており、その重みをしっかりと受け止めてほしい」とのべた。

全国から寄せられた署名を運び、要請に出席した石川浩子さんは「事実誤認により一審が180度変わってしまった。もう一度、一つひとつ公正な判決を求めたい」と訴えた。

【もう一度公正な判決を】

石川さんは施設の行事の帰路、マイクロバスを運転中、交通事故を起こしたことが就業規則違反にあたり、懲戒解雇を言い渡された。宇都宮地裁では「解雇権の濫用により、解雇無効」が一審判決でだされていたが、東京高裁ではこれを取り消す逆転判決となった。

石川さんは運転手ではなく保育士として雇用されていたのであり、雇用契約上の基本的な注意義務違反とするのは、雇用契約の解釈を誤ったものであり、この交通事故を解雇の根拠とするのは極めて不当と言える。

一審では「本件懲戒解雇は、むしろ経営者にとって好ましくない態度をとっていた原告を事故を利用して解雇しようとした事情もうかがえるところである」としている。

しかし高裁判決は、これまで施設運営の改善のため、組合を立ち上げ活動をしてきた石川さんに対する理事者側からの差別的扱い、突然の廃園提案など組合つぶし攻撃の度重なる不当労働行為を受けてきた事実も欠落しており、事故前後の対応についてはまったくの事実誤認がある。また、改正児童福祉法では「施設内虐待」の通告者に対する不利益扱いも禁止されており、最高裁にはこれらのことも踏まえ、もう一度、公正な判断を求めたい。ぜひとも上告受理を認めてほしいと要請し、集まった署名を提出した。対応にでた矢後訟廷主席書記官補佐は、「担当調査官・裁判官に伝える」と述べた。